

交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分基準

平成23年11月15日改正

原因	損害の程度	人的損害			物的損害	無損
		死亡	重傷 (30日以上)	軽傷		
飲酒運転 ・酒酔い運転 ・酒気帯び運転		免職	免職	免職	免職	免職 又は 停職
	ほう助・同乗	免職 又は 停職	免職 又は 停職	免職 又は 停職	免職 又は 停職	停職 又は 減給
悪質な交通法規違反 ・著しい速度超過（時速50km超以上） ・無免許運転 ・共同危険行為		免職 又は 停職	免職 又は 停職	免職 停職 又は 減給	停職 減給 又は 戒告	停職 減給 又は 戒告
	同乗	免職 停職 又は 減給	免職 停職 又は 減給	停職 又は 減給	減給 又は 戒告	減給 又は 戒告
事故後の救護を怠る等の 措置義務違反		免職	免職	免職 又は 停職	停職 又は 減給	—
	同乗	免職 又は 停職	免職 又は 停職	免職 停職 又は 減給	停職 減給 又は 戒告	—
飲酒運転以外の交通事故 交通法規違反（上記以外の法規違反）		免職 停職 又は 減給	免職 停職 又は 減給	減給 又は 戒告	戒告 又は (訓告)	(注意)
	事故後の救護を怠る等の 措置義務違反	免職 又は 停職	免職 又は 停職	停職 又は 減給	減給 又は 戒告	—
	同乗	免職 停職 又は 減給	免職 停職 又は 減給	減給 又は 戒告	戒告 又は (訓告)	—

- ※ 1 処分を行うに際しては、過失の程度、職責、過去の違法行為、日常の勤務態度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。
- 2 訓告及び注意は、文書又は口頭による。
- 3 自転車については、人を死亡させ、又は重傷を負わせた場合、及び飲酒自転車運転での交通事故を起こした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。